

東 財 政 第 1 2 8 号
令 和 元 年 8 月 2 2 日

部 長 各 位

東 近 江 市 長

令和2年度予算編成方針について（示達）

このことについて、東近江市財務規則第8条に基づき、別紙のとおり「令和2年度予算編成方針」を定めたので示達する。

令和２年度予算編成方針

1 国の動向

政府は、国の経済状況について「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、『現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善している』としている。また一方で、直面する課題としては、人口減少や少子高齢化の急速な進行を指摘している。

今後の経済財政運営の基本認識としては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指すとし、来年度予算編成においては、消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の臨時・特別の措置を講じ、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとしている。

本市に影響が大きい地方行財政改革について、国の具体的な取組としては、臨時財政対策債等の発行額の圧縮や債務の償還に取り組む、財政健全化につなげるとしている。また、今後の人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の活用を通じた利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進すると同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとしている。さらには、広域的に連携する事業等に積極的に取り組む自治体への地方財政措置の拡充も検討されている。

このようなことから、今後の国の動向に十分留意しつつ、国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組む必要がある。

2 総合計画の実現

本市においては、総合計画に定める将来像「うるおいとにぎわいのまち」の実現に向け、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる豊かな自然や万葉の時代から綿々と受け継がれてきた歴史、文化などの地域資源に磨きをかけるとともに、将来を見据え、福祉、環境、農業などの分野で全国に先駆けた取組に果敢に挑戦してきた。

令和2年度は、第2次東近江市総合計画前期基本計画の4年目に当たることから、これまでの取組についての的確に評価・分析し、計画の最終年に向けて戦略的に事業を推進する必要がある。

来年度予算は、総合計画の実現に向け一つ一つの事業の有用性を見極め、本市の多様で豊かな地域資源を最大限生かしつつ、誰もが健康で明るくいいきと輝きながら暮らしていることを実感することができるまちを目指した予算編成に取り組むこととする。

3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一層の推進

人口減少社会の中で、少子化や若い世代の転出超過などの課題に立ち向かうため、平成27年度に「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んできた。また、毎年度の予算編成に当たっては、総合戦略を柱とした施策の重点化を図るため、新たな施策の提案を求め、地方創生の実現に向けて挑戦してきたところである。

現在、第2期総合戦略を策定しているところであり、来年度以降の重点施策についてはその中で示すことになるが、地方創生を推進するため、特に、少子化や若い世代の転出超過に対しては、現時点で重点的に手を打ち、引き続き対策を講じる必要がある。

そこで、例年実施している新規事業提案（OGR）については、現行の総合戦略を勘案しつつ第2期総合戦略を想定した上で、潜在的な成長力をさらに掘り起こし、地方創生を力強く押し進める事業の新規提案を求める。

4 本市の財政状況と今後の見通し

平成30年度一般会計決算において、市の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指標は、国が定める早期健全化基準を下回っており、健全な状況にある。

しかし、歳入においては、市民税や固定資産税などの市税は増加したものの、合併算定替えに伴う普通交付税、臨時財政対策債が減少したことにより、財政調整基金などの基金から多額の繰出しを行ったところである。また、歳出においては、人件費をはじめ、扶助費、各種施設に係る維持管理経費など、経常経費の予算総額に占める割合は依然として高く、さらなる財政の硬直化を懸念しており、財政運営の健全化や弾力性の維持が課題となっている。

財政推計では、税収は人口が減少する影響下において大きな伸びを見込まず、普通交付税についても合併算定替の経過措置が令和2年度をもって終了するなど、各種事業を推進する環境がより一層厳しさを増していくことが見込まれる。

一方で、地方創生への取組をはじめ、少子高齢化対策や都市基盤の整備、施設の長寿命化対策など取り組むべき課題は山積している。また、合併特例事業債を活用した事業についても、十分な吟味をした上で判断しなければならない状況にある。

限りある財源を有効に活用する中で、将来世代に過度の負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要があり、職員自らが市政や市の財政状況を常に認識しつつ、知識や経験を最大限に発揮するとともに、これまで以上に全庁的な視点を持って、執行体制の見直しや事業の選択と集中による歳出の重点化を図っていく必要がある。

東近江市決算及び中期財政推計

1 歳入

(単位：百万円)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地方税	16,487	16,527	16,868	16,229	16,727	16,987	16,429	16,328	16,022	15,974	15,903
地方譲与税	341	326	343	340	339	341	360	352	352	357	357
各種交付金等	1,367	1,493	2,357	2,077	2,259	2,436	2,639	2,680	2,680	2,680	2,680
地方交付税	11,850	12,008	11,979	11,012	11,158	10,875	10,300	10,960	10,912	11,013	11,163
国・県支出金	8,827	8,578	8,948	9,220	9,659	9,192	9,794	9,977	9,157	8,975	9,114
分担金・負担金	316	309	291	241	242	196	159	113	71	73	157
使用料・手数料	754	770	732	760	766	780	708	502	497	504	502
財産収入	274	131	435	161	360	224	143	171	162	152	144
寄附金	7	10	54	229	351	413	350	402	452	502	502
繰入金	15	1,525	125	1,723	405	1,464	3,558	3,677	4,182	3,601	3,511
繰越金	956	1,187	2,213	1,795	1,926	1,644	200	---	---	---	---
諸収入	1,438	1,785	1,420	1,338	1,419	1,292	1,292	1,319	1,292	1,320	1,274
地方債	6,605	5,861	5,724	6,354	4,517	5,053	3,868	4,319	3,221	2,649	2,793
合計	49,237	50,510	51,489	51,481	50,129	50,897	49,800	50,800	49,000	47,800	48,100

※中期財政推計中の年度は、便宜上、和暦（令和・平成）で表示している。
 ※各種交付金等には、各種県税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金が含まれる。

2 歳出

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人件費	7,112	7,166	7,261	7,188	7,086	7,419	7,621	8,788	8,659	8,633	8,828
物件費	6,488	6,930	7,254	7,654	7,452	7,456	8,280	7,247	7,208	7,219	7,137
維持補修費	113	90	111	150	119	97	185	157	159	154	149
扶助費	7,753	8,430	8,687	9,106	9,457	9,374	9,878	9,997	10,056	10,110	10,231
補助費等	4,878	5,360	5,371	5,347	6,659	7,349	7,072	6,808	6,765	6,509	6,416
投資的経費	8,482	8,336	7,429	8,321	6,322	6,480	5,027	5,871	4,296	3,480	3,973
公債費	5,631	5,732	5,830	5,937	6,197	5,906	6,241	6,322	6,175	5,965	5,622
積立金	2,595	958	2,089	396	615	513	479	479	524	574	624
投資・出資・貸付金	20	21	15	14	19	25	77	88	89	87	77
繰出金	4,978	5,274	5,651	5,443	4,561	4,417	4,940	5,043	5,069	5,069	5,043
合計	48,050	48,297	49,698	49,555	48,486	49,036	49,800	50,800	49,000	47,800	48,100
経常収支比率	83.2	83.6	85.5	90.8	88.9	88.9	97.3	98.0	98.7	97.7	96.9

注1 平成30年度までは決算額。令和元年度以降は計画額（令和元年度は当初予算）。

総額目途 508億円

※1 経常的経費 一次経費 45億円 ・一般事務経費 ・業務委託料 ・施設管理委託 等	※2 義務的経費 二次経費 388億円 ・人件費 ・扶助費 ・一部事務組合負担金 ・指定管理料 ・公債費 等	※3 政策的経費 三次経費 75億円 ・OGR推進経費 ・普通建設事業費 ・市単独事業
---	--	---

- ※1 経常的経費（一次経費）に対する考え方
 - 1 経常的経費（一次経費）については、枠配分方式による編成を行う。
 - 2 一般財源を各部に配分することとし、各部において部局横断的な対応により、市民ニーズや費用対効果などを勘案した上で查定的調整を行う。
- ※2 義務的経費（二次経費）に対する考え方

令和2年度も引き続き、扶助費・公債費等の増加が見込まれることから、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果に欠ける経費は計上しないこととする。
- ※3 政策的経費（三次経費）に対する考え方
 - 1 令和2年度の政策的経費の総枠は、75億円を目途とする。
 - 2 令和2年度に実施することが不可欠な施策・事業に財源を集中するために、継続して実施している整備事業のほか、緊急度・優先度に基づいた施策・事業の優先順位づけを徹底することとする。

5 「施策の推進」と「財政の健全性」の両立

本市では、「令和」という新しい時代を迎え、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、平成から令和の時代に引き継がれた課題を直視しつつ「うるおいとにぎわいのまち」の実現に向けた施策を推進するため、これまでも増して施策の選択と集中を徹底させることにより、「施策の推進」と「財政の健全性」の両立を図ることとする。

(1) 枠配分方式による予算編成と部内調整機能の強化

地方創生関連事業や社会保障関係経費の増加に対応していくためにも、既存経費の圧縮は不可避であることから、予算編成において経常的経費である一次経費を対象に枠配分方式を採用する。別途通知する概算見積により提出された要求額を元に削減する額を算定し、一般財源を各部に配分することとする。各部においては、部局横断的な対応により、市民ニーズや費用対効果などを勘案し査定的調整を行うこと。また、ゼロベースからの見直しや優先度により事業の取捨選択を行うなど、部内調整機能の強化に努めること。

(2) 令和2年度に実施が不可欠な事業を優先的に予算化

令和2年度に実施することが不可欠な施策・事業に財源を集中するために、継続して実施している整備事業のほか、緊急度・優先度に基づいた施策・事業の優先順位づけを徹底すること。また、複雑化・多様化している社会的課題に対しては、庁内横断的な取組を徹底し課題解決に取り組むこと。

(3) 事務事業見直し（財政改革推進会議）の着実な推進

限られた経営資源の中で市民の信頼に応えながら必要な施策を推進するためには、職員一人一人が常にコスト意識を持ち、事務事業の見直しを行うとともに、事務の効率化・適正化に取り組むことが必要である。令和2年度は、事務事業見直し計画の最終年となることから、計画決定のあった事務事業見直しを予算編成に着実に反映させ、目標を達成すること。

(4) ICTやAI等の活用による業務効率化

庁内の複数の部署で共通して実施している庶務、労務、経理事務や事務処理業務等について、職員が担うべき役割を整理し委託化や集約化等による効率化を進めること。また、仕事そのものの見直し、優先順位づけや業務の廃止を含

む業務量の削減を積極的に進めた上で、ICTやAI等の活用など、これまでの手法にとらわれない新たな発想と視点をもって業務の効率化に取り組むこと。

(5) 長時間労働の是正

働き方改革を推進するための関係法令が整備され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などの措置を講ずる必要がある。近年、超過勤務時間数が増加し、これに比例して人件費が増高していることから、これらの根本原因の洗い出しや分析による業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏在性を是正するなど、経費の削減に努めること。

(6) 市民協働の推進

「東近江市協働のまちづくり条例」の理念を具現化し、実効性を高めるため市民協働推進計画に基づき、各事業の実施については、協働という視点で総点検し、事務の執行手段の見直しを行うこと。また、三方よし基金をはじめとする民間資金等の活用やボランティア等の社会参加など、積極的な地域づくりを推進すること。

(7) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

公共施設等については、「東近江市公共施設等総合管理計画」により、適切で計画的な維持管理、更新等に取り組んできたところである。現在、個別施設計画については策定中であるが、将来の修繕・更新費用の平準化や機能の集約・統合等の検討を進めること。また、インフラ施設については、計画的な整備、長寿命化の推進、適切な維持保全を目指すこととしており、安全確保を最優先に将来負担を考慮した計画的な維持管理を進める予算とすること。

6 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

(1) 特別会計については、積み上げによる要求とするが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上すること。また、使用料等の見直しに努めるとともに、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化に努めること。

(2) 企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。また、一般会計からの繰入金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出の削減に努めること。

6 予算編成スケジュール

